

# 九条の樹 71号

2018年3月発行



## 東久留米「九条の会」ニュース

発行：東久留米「九条の会」  
連絡先：Tel 042-473-9489（鈴木）  
ホームページ：<http://higashikurume-9.net>  
メール：[higashikurume9@jcom.home.ne.jp](mailto:higashikurume9@jcom.home.ne.jp)

- ◎ 日本国憲法 第9条
- ◎ ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
  - ◎ ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
  - ◎ 国の交戦権は、これを認めない。

1月21日行われた「戦争はいや！声をあげよう実行委員会」主催の講演会、高田健さんのお話の要旨です。

安倍首相は憲法九条を変えよう様々なことをやってきました。集団的自衛権の行使容認の閣議決定、戦争法（安保法）の強行で九条がある下でも戦争できるようにしようとした。しかし安倍首相が言っていたのはフルスペックに（主面的に）集団的自衛権が行

できるようなし  
ないことだめだと  
いうことでした。

南スーダンに  
自衛隊を送りま

したが、あそこでは戦争をしていました。戦争しているところでは自衛隊は行動できない。だから首都周辺は平穏だとかまかしました。宿舎の上を毎日弾が飛び交うところだったわけです。帰ってきた6人に1人がPTSDだという報道もありました。戦争法から見てもおかしいということで撤退せざるを得なくなりました。

安倍首相にしてみればとんでもないことだ、やはり憲法九条を変えないとだめだと思ったのです。

## 安倍改憲のねらい 「本当は外に出て戦争したい？」

そこで去年の5月3日に、九条は変えないで3項で自衛隊を認める改憲をやろうと言いました。「自衛隊員の息子さんが学校から帰ってきて泣いて「お父さん自衛隊は違憲なの？憲法違反だと言われた」と泣いている。24時間がんばっている自衛隊員の息子さんにそんなこと言わせていいんですか？」

「憲法を変えても何も変わらない。こういう可哀そうな子どもが憲法違反だと言われないようにするだ

化、緊急事態条項、参議院選挙で合区問題、などの問題も併せて改憲しようとしています。これらは今の法律を改正すればできることです。民主党政権が教育無償化をいったとき絶対反対したのが自民党でした。緊急事態の時、衆議院が解散していたら大変だからというのですが、そのために参議院があります。合区は国会議員削減しすぎたからです。日本は他の国に比べて国会議員は少ないのだから

元に戻せば済む話です。九条をごまかすために入られただけです。

憲法九条に自

け」と言っています。日本会議でも同じようなキャンペーンをやっています。「自衛隊ありがとう。自衛隊可哀そう。憲法変えましょう」と全国でビラを撒いています。

憲法九条をどう変えるのか。3月25日に自民党大会があつてここでどういふ条文を提案するかが決まります。これを国会で強行採決して国民投票に持ち込もうというわけです。これに○か×をつけます。九条だけだとそれが目的の改憲だと思われるので教育無償

衛隊を入れると、憲法全体に悪影響響きます。人間の体と同じです。都合が悪くなつてまた改憲しなければいけない。そういうことを狙っています。①項、②項と③項自衛隊が矛盾する。そういう場合は法律の世界では、後からの決まりが優先するという決まりです。「何も変わらない」というのはうそなんです。

少子高齢化で若い世代が減ってきて自衛隊に入る人も減ってくる。それでも憲法に書いてあるの

↓だからどうしても維持しなければならぬ。維持するためにいろいろ手段をとる。徴兵制も考えられて来るでしょう。

安倍首相は九条を変えても「1ミリたりとも変わらない」と言います。イギリスの国会議員から「変わらないならなぜ改憲するの？」と聞かれました。さらに「本当は外に出て戦争することを認めたいのじゃないですか」と本質をズバリつかれました。

いよいよ今年から来年、安倍首相のほうも最後の力を振り絞って改憲をやるうとしてきます。来年の夏に参議院選挙があります。安倍首相はこの選挙の前に、国会で3分の2を持っていく間に、強行採決してでも改憲の発議をして国民投票に持っていくたいわけです。来年4月は全国いっせい地方選挙ですし、天皇の代替わりもあります。その前までにやりたい、そのためには今年の6月ころか秋9月の国会で採決をねらっています。

九条改憲反対の3千万人署名を成功させて、このたくらみをストップさせましょう。

## 東久留米九条の会12周年講演 伊藤真「日本国憲法の核心」②

東久留米「九条の会」12周年のつどいが、2017年11月26日（日）、まるにえホールで開催されました。法学館憲法研究所所長の伊藤真弁護士講演要旨の後半です。



### 戦争で解決するのか

アメリカという国は建国以来200ヶ国ぐらいと戦争しています。ズーッと戦争しています。

アメリカでは経済的徴兵制と言われています。高校卒業して大学へ行きたいけど貧しいから学費が払えない。「軍隊に入ると奨学金がもらえるらしい」と、海兵隊に入って申請すると学費の85%もらえる。それでも実際

戦争に行つて帰つてきて大学へ戻れるのは15%ぐらいしかない。そういう気持ちになれない。アメリカでは戦死者以上に帰つてきて自殺する人が多いんです。

アメリカもそうですが、戦争映画にはヒーローが出てきます。栄光とか、自己犠牲とか、でも現実とは全然違う。悲惨でむごたらしく暴力そのもの、それが現実だと思えます。若い人の中には何かのために命を投げ出す、自己犠牲にあこがれる、そういう気持ちがあります。戦争はカッコイイものではない。戦争の後が大変なんです。独裁政権を崩壊させた後うまくいったためしはない。イラクでも、アフガンでもリビアでもそうでしょう。大変な混乱を招いています。

私は憲法九条の理想を実現していくことこそ世界が目ざす方

向だと思えます。

楽観論はどっち？

そう言う「理想ばかり言つて、どれだけ楽観主義なの。憲法九条ばかり言つて北朝鮮が攻めてきたらどうするの」とばかにされます。そういう人には、「あなた、まさか軍隊が国民を守ると思つてるの？」軍隊は国家を守るもので国民を守るものではないのをご存知ですよ。自衛隊法には国民を守るためのものとは書いてません。国家の独立を守ることが自衛隊の任務だと書いています。国民を守るなんてひとも書いてないのはご存知ですよ」と聞きたいです。

「武力で紛争解決できると思つてませんか」第2次世界大戦後、武力で解決できたところはどれだけありますか。「戦争して必ず勝てると思つていいですか。戦つても日本は標的にならないと思つてるのですか。原発は標的にならない、サイバー攻撃はないと思つてるのですか」どちらが楽観的なんです

しよう。

そうして「軍事費が膨大に増えて、アメリカから言われるままに武器を買っても、国民の福祉には一切関係ない。年金、介護、医療、教育まで、日本には無尽蔵にお金があるから大丈夫と思つてますか」「軍需産業が儲けて、国民に回つてくると思つてませんか。そして軍事情報がきちつと開示され、文民統制が可能だと思つてませんか。」「アメリカの無理な要求にはきちつと拒否できる政治家がいると思つてるんですか。九条を変えても、軍を統制できると考えていませんか」どっちが樂觀的でしょうか。

一方的な見方ばかりではなく様々な見方で考えることが大事だと言いたいのです。

## 外国を信頼してどうする？

憲法前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と書いています。

これに対し「中国や北朝鮮を信頼してどうするの？尖閣諸

島、沖縄、最後は九州まで取られちゃうぞ。外国を信頼してどうするの」なんて批判する人もあります。いやいや、憲法には外国を信頼するなんて書いてません。「平和を愛する諸国民」と書いています。どこの国にも平和を愛する人々がいる。その国民と信頼関係を結ぶ、と言つてるんです。民間、経済、文化の交流も含めて信頼を築いていくことをめざしています。

## 安倍首相の九条改憲とは

政府はこれまで、「日本が攻められたときに、自衛する権利を持つている。しかし、攻められていないのに出かけて行って戦争する権利は持つていない」という立場をとってきましたが、これを変えたのが、3年前の閣議決定です。安倍首相は強行採決を繰り返して、法律で海外へ自衛隊出動ができる仕組みを作つてしまいました。自民党の憲法改正推進本部の案が出ています。憲法九条の2として自衛隊を追加する。新しい条項を追加すると、これと矛盾する1

項2項より新しい条項が優先するのが法律の考え方です。我が国を防衛するための必要最小限度の実力として、防衛するためには何でもできることになりません。「防衛のためだからいいじゃない」「最小限度だから大丈夫」という人もあるかもしれませんが、「最大」と書く訳ないです。予算が国会で通りませんから。なるの歯止めにもなりません。初めての憲法改正で、自衛隊が明記されることになります。憲法の中に警察も海上保安庁も書いてありません。憲法の中で自衛隊だけ書き込まれる。しかも国民の直接投票で書き込まれる。自衛隊に強い民主的正当性を与えるということになります。自衛隊が大手を振つて活動を広げ、防衛費を増やし、軍需産業を育成し、学校に制服の自衛官が来て体験学習を進めたり、防衛教育をすることも起こりえます。

さらに重要なのは「国防のた

めだから」と言つて人権を制限することが可能になつてきます。表現、言論の自由の制限が起こりえます。また徴兵制は今9条があるためできませんが国防のためと言えば、徴兵制も可能になるでしょう。

「自衛隊を明記するだけで、憲法九条1項2項はそのままなので、何も変わりません」という大ウソをどれだけ広く分かつてもらえるか、がカギです。

今回の改定はお試し改憲ではありません。今までみたような国の形が変わつてしまうと考えています。

80年前の12月に何があつたでしょう。「南京陥落」と朝日新聞などが報じました。日本は祝賀ムードが溢れましたが、その陰で何万人もの中国人虐殺がありました。歴史から学ぶことも大切です。(文責 事務局)

12周年のつどい・伊藤真さんの講演DVDあります。貸し出しご希望の方は事務局までご連絡ください。

# 自民党改憲草案を読む！⑥

## 緊急事態条項の新設

自民党改憲案は、「緊急事態」という名称の第九章を新設しました。

改憲案九八条では、緊急事態を「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱などによる社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」と定義し、内閣総理大臣は緊急事態を宣言できるとして、宣言の根拠規定や手続きを定めています。改憲案九九条では緊急事態下では、「何人も」「当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」とし、その効果を定めています。

そもそも「緊急事態」条項が

新たに規定されたのはなぜなのか、また本場に必要な条項なのか知ることが必要です。

自民党の『改正草案Q&A』では、「東日本大震災における政府の対応の反省を踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを憲法上に規定」とありま

す。大規模災害が起きたときには災害対策基本法などに緊急政令の規定があり、憲法を改正しないと緊急事態に対処できないわけではなく、災害対策としての緊急事態法制の整備というの、一種の口実に過ぎません。改憲案が緊急事態制度を運用することを想定しているのは、「外部からの武力攻撃」と上げているように「戦争をす

る国」づくりの一環です。

『改正草案Q&A』では、「外国の憲法でも、ほとんどの国で

盛り込まれている」とありま

す。緊急権は戦争条項のひとつです。現行憲法では前文および九条により、日本が戦争をしない国として正規の軍隊は持た

ないため、緊急権は必要がありません。成文憲法をもつドイツ、イタリア、フランスなどでは戦時の緊急事態を定めてい

ますが、その発動の要件が非常に厳格です。

自民党改憲案では、緊急事態の認定の要件がとても緩くなっています。九八条では緊急事態を定義していますが、「等」「その他法律の定める」を含んだ曖昧さを持ち、内閣総理大臣が「特に必要があると認める」ことがここでは規定され、緊急事態であるかどうかは、内閣総理大臣が自分で決めて閣議にかけて宣言します。国会の本会議ではなく、閣議にかけます。

(角田直子)

— 次号に続きます。 —

《平和を考える本》

『いろのかけらのしま』

(作と絵)イ・ミヨンエ ポプラ社



一羽の海鳥が語る。

ぼくの住む島は、いろいろな色であふれている。缶やちぎれた網やタイヤやプラスチックの容器などが、波に乗って押し寄せてきて、一見、島は美しい。仲間の鳥や亀たちは、それをまとって遊んでみる。そのうち、餌と一緒に食べて命を落とすものや、ゴミに閉じ込められるものも出て来て……。そう、ぼくの島は、海のまん中に新しくできたプラスチックの島である。

今、各国で、使い捨てプラスチック容器を禁止する法律が制定されようとしている。

(高田桂子)